⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸③に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

①　四国地方整備局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定又は令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「Ａ等級」又は「Ｂ等級」の認定を受けていること。

②　平成22年４月１日以降入札公告日までに下記アの条件を満足する同種業務若しくはイの条件を満足する同種工事において、１件以上の実績を有すること。

ア　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、事業監理業務（ＰＰＰ）、事業監理支援業務（ＰＭ）、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務、電線共同溝ＰＦＩ事業で完成・引渡が完了した事業での工事監理業務。

イ　元請けとして完成・引渡しが完了し又は電線共同溝ＰＦＩ事業で施設を引渡済みの事業で構成員又は協力企業としての工事企業として、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績（海外認定・表彰制度により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。また、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

③　次に掲げるア及びイの基準を満たす管理技術者又はウ及びエの基準を満たす配置予定技術者を配置できること。

ア　管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）

ｂ　一級土木施工管理技士

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）

ｄ　（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質国土交通省登録技術者資格（Ⅱ）

ｅ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る。）

イ　管理技術者は次のいずれかの実績（平成22年４月１日以降入札公告日までに完了した業務）を有すること。

・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、事業監理業務（ＰＰＰ）、事業監理支援業務（ＰＭ）、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、電線共同溝ＰＦＩ事業で完成・引渡が完了した事業での工事監理業務における管理技術者の業務、又は土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

ウ　配置予定技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、２⑷③アのとおりである。

エ　配置予定技術者は平成22年４月１日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員又は協力企業として平成22年４月１日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業で、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成22年度以降に元請けとして同種工事の実績を有していること。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

オ　管理技術者又は配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

④　上記②のア及び③のイの実績として挙げた業務等の実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務等に係る実績である場合にあっては、業務評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

上記②のイ及び③のエの実績として掲げた施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸④に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②、又は③及び④の要件を満たさなければならない。ただし、維持管理企業のうち点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を、補修業務のみを実施する者は次の③及び④の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　四国地方整備局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成22年４月１日以降入札公告日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務又は電線共同溝ＰＦＩ事業における維持管理業務の実績を有していること。

③　四国地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に係る「Ａ等級」又は「Ｂ等級」若しくは「維持修繕工事」の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

④　平成22年４月１日以降入札公告日までの間に完了した、地下埋設管路における電力ケーブル又は通信ケーブルを敷設又は補修した工事の実績、又は国及び地方公共団体発注による電線共同溝ＰＦＩ事業における維持管理業務の実績を有していること。

⑺　その他企業の参加資格要件　代表企業、構成企業または協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業（以下「その他企業」という。）の参加資格要件は、２⑵による。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は、入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、⑵によって得られる内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。